



三重県公報

平成22年4月16日 (金)

第 2180 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

告 示

242	障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止	(障 害 福 祉 室)	2
243	障害者自立支援法の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	2
244	保安林の指定をする予定である旨の通知	(森 林 保 全 室)	2
245	同件	(同)	3
246	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(商 工 振 興 室)	3

公 告

平成22年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬 務 食 品 室)	5
換地処分を行った旨の届出	(農 地 調 整 室)	6
公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 室)	6
同件	(同)	6

特 定 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定した旨	(警 察 本 部)	7
----------------	-------------	---

正 誤

平成22年3月30日付け三重県公報第2175号	(下 水 道 室)	7
-------------------------	-------------	---

告 示

三重県告示第 242 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 22 年 4 月 16 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害者福祉サービスの種類	廃止年月日
2410300061	社会福祉法人 ジェイエイエイみえ会	鈴鹿市岸岡町 589-6	社会福祉法人 ジェイエイエイみえ会精神障害者生活訓練施設さんさん	鈴鹿市岸岡町 589-6	短期入所	平成 22 年 3 月 31 日

三重県告示第 243 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 22 年 4 月 16 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
病院・診療所	奥島クリニック	四日市市安島 1-4-16 カネビルディング 2F	平成 22 年 4 月 1 日
病院・診療所	医療法人 童心会 志摩こどもの城クリニック	志摩市阿児町鶴方字金谷 3009-23	平成 22 年 4 月 1 日
薬局	やすなが調剤薬局	桑名市安永 847-1	平成 22 年 3 月 1 日
薬局	安島薬局	四日市市安島 1-4-16 カネビル 3F	平成 22 年 4 月 1 日
薬局	矢の五薬局 希央台店	名張市希央台 5-27	平成 22 年 3 月 1 日

三重県告示第 244 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 4 月 16 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 保安林予定森林の所在場所

松阪市飯南町有間野字上山 1556 から 1559 まで、1574、2583 の 1、2584、2591 から 2594 まで、2594 の 1、字切石 2580、2574・2578（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、字相津垣内 2579、2582、2582 の 1、1641（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 245 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 4 月 16 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

第 1 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市五郷町湯谷字ノタ岐 120 の 1、123、123 の 1、字中坪 124 から 126 まで、153 の 1、154、155 の 1、156、158 から 160 まで、字シユケ 229、231 から 235 まで、240、241

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市飛鳥町大又字横山 1278 の 2、1278 の 4、1278 の 5、1287 の 3

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 246 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなしことのとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 22 年 4 月 16 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユーズ大矢知

四日市市大矢知町 1749 番地外 47 筆

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 9 時	午後 7 時(年間 100 日午後 8 時)
スーパーサンシ株式会社	午前 9 時	午後 11 時

変更後

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 9 時	午後 7 時(年間 100 日午後 9 時)
スーパーサンシ株式会社		変更なし

3 変更する年月日

平成 22 年 4 月 6 日

4 2 の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番 1	挾 雄一郎
スーパーサンシ株式会社	四日市市河原田町 1301	植杉 好英

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

店舗面積 5,611 m²

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物南西側(駐車場 1)	125 台
建物南東側(駐車場 2)	96 台
合計	221 台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物南側(駐輪場 1)	25 台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物北西側(荷さばき施設 1)	100 m ²
建物北東側(荷さばき施設 2)	100 m ²
合計	200 m ²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
建物内北西側(廃棄物保管施設 1)	15.0 m ³
建物内北東側(廃棄物保管施設 2)	14.7 m ³
合計	29.7 m ³

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	利用することができる時間帯
建物南西側(駐車場 1)	午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
建物南東側(駐車場 2)	午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	数
建物南西側(駐車場 1)	3 箇所
建物南東側(駐車場 2)	3 箇所
合計	6 箇所

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばきを行うことができる時間帯
建物北西側(荷さばき施設 1)	午前 6 時から午後 10 時まで
建物北東側(荷さばき施設 2)	午前 6 時から午後 10 時まで

5 届出の日

平成 22 年 4 月 5 日

6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 22 年 4 月 16 日から同年 8 月 16 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定による平成 22 年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成 22 年 4 月 16 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 試験の日時

平成 22 年 8 月 8 日（日）午後 1 時から午後 3 時まで

2 試験の場所

津市栗真町屋町 1577

三重大学（生物資源学部）

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

- (1) 学科試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「規則」といいます。）別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては規則別表第 2 に掲げる劇物に限ります。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

- (2) 実地試験（筆記により実施します。）

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては規則別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては規則別表第 2 に掲げる劇物に限ります。）の識別及び取扱方法

5 受験手続

- (1) 提出書類等
 - ア 受験申込書 正本及び副本各 1 部 計 2 部
 - イ 写真 1 枚（申込前 6 月以内に写した無帽正面、上半身像のものであって、縦 4.5 cm、横 3.5 cm のもの

で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(2) 申込用紙の交付

ア 交付期間

平成 22 年 6 月 7 日 (月) から同月 25 日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除きます。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

イ 交付場所

県内最寄りの保健福祉事務所 (保健所)、四日市市保健所又は三重県健康福祉部薬務食品室

(3) 受験申込書の提出先

ア 県内居住者

県内最寄りの保健福祉事務所 (保健所) 又は四日市市保健所

イ 県外居住者

県内最寄りの保健福祉事務所 (保健所)、四日市市保健所又は三重県健康福祉部薬務食品室

(4) 受験申込書の受付期間

平成 22 年 6 月 21 日 (月) から同月 25 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。
なお、郵送の場合は、平成 22 年 6 月 25 日 (金) までの消印のあるものに限り受け付けます。

(5) 受験手数料

10,500 円の三重県収入証紙を受験申込書 (正本) にはり付けてください。

なお、受験申込書提出後は返金しません。

6 合格発表

平成 22 年 8 月 27 日 (金) 午前 10 時に合格者を三重県庁正面玄関、各保健福祉事務所 (保健所) 及び四日市市保健所に掲示します。また、翌日以降三重県ホームページ (<http://www.pref.mie.jp/>) にも掲載します。
県外居住者にあっては、直接合格者に通知します。
なお、電話及びメールによる照会には応じませんが、合格者には合格証を郵送します。

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定により、松阪市から換地処分 (農林業地域改善事業小片野地区区画整理) を行った旨の届出がありました。

平成 22 年 4 月 16 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 21 年 8 月 28 日に終了した旨、独立行政法人水資源機構川上ダム建設所長から通知がありました。

平成 22 年 4 月 16 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業地域

伊賀市青山羽根地内、同市阿保地内及び同市比土地内

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 22 年 3 月 19 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成 22 年 4 月 16 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 作業種類

公共測量 (砂防基盤図作成)

2 作業地域

伊賀市島ヶ原地区及び名張市錦生地区

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成22年4月16日

三重県警察本部長 河 合 潔

1 物 品 等 の 名 称	I C カード運転免許証作成に係る消耗品の購入（単価契約）
2 担 当 部 局	三重県津市栄町1丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課用度係
3 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た 日	平成22年4月1日
4 契 約 の 相 手 方	東京都新宿区新宿四丁目3番17号 株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 荒木 進
5 契 約 金 額	I C用カード基体 499,500円（税抜き） I C化用高速型リボン 140,000円（税抜き）
6 決 定 手 続	随意契約
7 随 意 契 約 の 理 由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号に該当

正 誤

平成22年3月30日付け三重県公報第2175号に登載しました、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示中

ページ	行	誤	正
39	7	平成53年10月5日	昭和53年10月5日

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地

三重県総務部法務・文書室

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>